平成３０年（フ）第６６７号
横浜市南区八幡町52－１ウィンダム横浜南202、住民票上の住所横浜市鶴見区汐入町３丁目51番地33　ユナイト汐入ムーランルージュ101
債務者　前原　誠二
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７７２号
横浜市西区みなとみらい４丁目９番２－Ｄ2304号
債務者　黒崎　賢太
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７７８号
横浜市鶴見区駒岡３丁目４番16号
債務者　齋藤　　暢
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７８１号
横浜市磯子区栗木２丁目22番18号　シャルムノムラ203号
債務者　大石　吉則
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７８２号
横浜市神奈川区片倉５丁目29番14―601号
債務者　松原進こと　権　　容一
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７８６号
横浜市鶴見区上末吉５丁目18番18号　メゾン・ド・クレール107号
債務者　岩邊　弘一
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７７号
愛知県豊橋市新栄町字新田中43番地（Ｆ－２）、従前の住所愛知県豊橋市西浜町３番地１（502）
債務者　宮崎久美子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第５７４号
横浜市西区戸部町１丁目２番地　ビバルディヒル501号
債務者　長岡　　携
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２４号
長崎県島原市小山町4706番地21
債務者　中山　暢晃
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成３０年（フ）第３３号
北海道富良野市瑞穂町７番21号　瑞穂団地１棟１号
債務者　中野渡　舞（旧姓對馬・畑山）
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７５号
北海道旭川市東３条２丁目１番６号　ロングライフ旭川202
債務者　日下　マリ
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７８号
北海道深川市緑町15番12号
債務者　松永　宏美
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８０号
北海道旭川市東旭川北２条６丁目３番17号
債務者　村上　雄一
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８２号
北海道旭川市西神楽３線17号311番地の１
債務者　岡田　光弘
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８７号
北海道旭川市西神楽１線９号160番地の10
債務者　吉本　輝代（旧姓鹿内）
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部